

一般社団法人泉青年会議所
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人泉青年会議所(Junior Chamber International Izumi)
(以下「本会議所」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を仙台市泉区に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集して、地域社会の正しい発展と福祉の
向上に貢献することによって、明るい豊かな社会を実現し、世界の繁栄と平和に寄
与することを目的とする。

(運営の原則)

- 第4条 本会議所は、特定の個人、または法人、その他の団体の利益を目的として、その事
業を行わない。
- 2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。
 - 3 本会議所は、剰余金の分配を行わない。

(事 業)

- 第5条 本会議所は、その目的達成のため次の事業を行う。
- (1) 地域社会の政治、経済、社会、文化等についての調査研究及びその改善に
資する計画の立案と実現を推進する事業
 - (2) 青少年の指導力啓発のための事業
 - (3) 教育、文化、産業、経済等に関する研究会、講演会等の事業
 - (4) 青少年の健全育成を図るための事業
 - (5) 青少年の国際交流を促進するための事業に対する協力及び同事業の参加
に対する援助
 - (6) 郷土芸能及び地方文化の保護育成を図るための各種行事の主催又は援助
 - (7) 社会福祉を支援するための事業
 - (8) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第6条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第2章 会 員

(会員の種別)

第7条 本会議所の会員は、次の3種とし、第1号に定める正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員： 泉区及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者を正会員とする。ただし、事業年度中に40歳に達した場合は、当該事業年度の終了する日まで正会員としての資格を有するものとし、当該年度に関し1月に開催される通常総会の終了まで議決権を失わない。
- (2) 特別会員： 40歳に達した年の年度末まで正会員であった者で、理事会で承認された者をいう。
- (3) 賛助会員： 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会で承認された者をいう。

(入会)

第8条 本会議所の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 この他入会に関する事項は、本会議所会員資格規程に定める。

(会員の権利)

第9条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第10条 本会議所の会員は、本定款及びその他の規程を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

- 2 正会員及び特別会員は、入会に際し本会議所会員資格規程に定められた入会金を納入しなければならない。
- 3 正会員及び賛助会員は、本会議所会員資格規程に定められた会費を納入しなければならない。

(休会)

第11条 やむを得ない事由により長期間各種会議、行事に出席できない正会員は、理事会の承認を得て、当該年度休会することができる。ただし、休会中の会費については、本会議所会員資格規程に定めるものとする。

- 2 休会しようとする正会員は、休会しようとする年の前年の11月末日までに申し出るものとする。

(会員資格の喪失)

第12条 本会議所の会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

- (3) 死亡又は失踪宣告をうけたとき。
- (4) 法人又は団体が解散したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 事業年度が終了する日までに会費を納入しないとき。
- (7) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

- 第 13 条 本会議所を退会しようとする会員は、その年度の会費を納入して、退会届を理事長に提出しなければならない。
- 2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、退会をするものにやむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(除 名)

- 第 14 条 本会議所の正会員が次の各号いずれかに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって、その正会員を除名することができる。
- (1) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。
 - (2) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
 - (3) 会費納入義務を履行しないとき。
 - (4) その他、正会員として適当でないと認められるとき。
- 2 本会議所は、前項により正会員を除名しようとするときは、当該会員に総会の 1 週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明する機会を与えなければならない。
- 3 除名が議決されたときには、当該会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第 15 条 会員が第 12 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 本会議所は会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 総 会

(総会の構成)

- 第 16 条 本会議所の総会は、すべての正会員をもって構成する。

(総会の種類)

- 第 17 条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。
- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎年 1 月に開催される通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(総会の開催と招集)

第18条 通常総会は、毎年1月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が決議したとき。

(2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。

3 総会は、前項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。又、理事長が、事故又は病気等で総会を招集できない場合には、各理事が招集する。

4 第2項第2号の場合を除き、総会を招集する場合は次にあげる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

5 理事長は、第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

6 総会を招集する場合には、会議の日時・場所・目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。

7 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、理事長もしくは正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第18条第2項第2号に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員の内からこれを選出する。

2 理事長が、事故又は病気等で総会に出席できない場合には、各理事の互選により選出する。

(総会の決議)

第20条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

2 総会の議事は、出席した正会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決する。

3 第2項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 合併・事業の全部もしくは一部の譲渡

(6) その他法令で定められた事項

(議決権)

第21条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(総会の権限)

第22条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 理事長候補者の選出
- (3) 正会員の資格を有しない監事報酬の額
- (4) 定款の変更
- (5) 事業報告及び事業報告の附属明細書の承認
- (6) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及びその附属明細書(以下、「計算書類等」という。)、財産目録の承認
- (7) 本会議所の解散および解散の場合の残余財産の処分方法の決定
- (8) 入会金および会費の額の決定
- (9) 解散の場合の会費の徴収、清算人の決定
- (10) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
 - ① 会員資格規程
 - ② 役員報酬規程
- (11) 正会員の除名
- (12) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡
- (13) 理事会において総会に付議した事項
- (14) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(委任により議決権の行使)

第23条 やむを得ない事由により総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2人が署名または記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員)

第25条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上15人以内
- (2) 監事 2人以上
- 2 理事のうち、1名を理事長、2名以上4名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 4 第2項の副理事長と専務理事をもって一般社団・財団法団法人法上の業務執行理事

とする。

(選任等)

第26条 役員は、総会において選任及び解任する。

- 2 理事は正会員のうちから選任する。
- 3 監事は本会議所の会員のうちから選任する。ただし、必要があるときは本会議所の会員以外の者から選任することを妨げない。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定及び解職する。ただし、理事長を選定する場合は、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によるものとする。
- 5 監事は、本会議所の理事もしくは使用人を兼任することができない。
- 6 本会議所の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の任期)

第27条 理事の任期は、選任された事業年度に関し1月に開催される通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 本定款に定めた理事の員数が欠けた場合、補欠を選任しなければならない。
- 3 理事の辞任により本定款に定める理事の員数が欠けた場合、当該理事は新たに選任されたものが就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。
- 4 理事長がやむを得ない事由により欠けた場合、理事のうちより理事会の決議により選定する。
- 5 第2項により、補欠を選任する場合は、総会の決議をもって選任する。
- 6 補欠で選任された理事の任期は、前任者の任期が満了するときまでとする。

(監事の任期)

第28条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関し1月に開催される通常総会の終結のときまでとする。ただし再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期が満了するときまでとする。
- 3 第27条第2項、第3項及び第5項は、本定款に定める監事の員数が欠けた場合にこれを準用する。

(理事の職務)

第29条 理事は、理事会を構成し本定款の定めるところにより本会議所の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は本会議所を代表し、業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して業務の執行を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長の業務の執行を補佐し、事務局を管理して本会議所の常務を処理する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、

自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、または本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事会への報告義務)

第31条 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を総会及び理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第32条 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

第33条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第34条 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(辞任及び解任)

第35条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員は、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(直前理事長)

第36条 本会議所に、直前理事長1人を置く。

- 2 直前理事長は、前理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要

な助言を行う。

- 3 直前理事長は理事会その他の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 直前理事長の任期は、就任した事業年度に関し1月に開催される通常総会の終結のときまでとする。
- 5 直前理事長の辞任及び解任については、第35条の規定を準用する。

(顧問)

第37条 本会議所に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事長が推薦し、理事会の決議によって選任する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に答え、本会議所の運営に当たり必要かつ適切な助言を行う。
- 4 顧問は、理事会その他の会議に出席し、理事長が求める際に意見を述べるができる。
- 5 顧問の任期は推薦した理事長の任期と同一とする。
- 6 顧問の辞任及び解任については、第35条の規定を準用する。

(役員の報酬等)

第38条 理事、監事、直前理事長及び顧問は、無報酬とする。ただし、正会員の資格を有しない監事には、報酬を支給することができるものとする。

- 2 前項に関し必要な事項は、本会議所役員報酬規定に定めるもののほか、総会の議決により別に定める。

(取引の制限)

第39条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする、本会議所の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする、本会議所との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会議所とその理事との利益が相反する取引

(責任の免除)

第40条 本会議所は、一般社団・財団法人法第111条第1項で規定する役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理 事 会

(理事会の構成)

第41条 本会議所に一般社団・財団法人法上の理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が事故又は病気等で理事会を招集することができない場合には、各理事が招集する。

- 2 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が臨時理事会を招集することができる。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の日の4日前までに各理事、各監事、直前理事長及び顧問に対し通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第43条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

- 2 理事長が、事故又は病気等で理事会に出席できない場合には、各理事の互選により選出する。

(理事会の定足数及び決議)

第44条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の出席により成立する。

- 2 理事会の決議は、本定款に別段に定めがあるもののほか、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。

(理事会の権限)

第45条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長及び専務理事の選定並びに解職
 - (2) 室長、議長、委員長及び局長の選定並びに解職
 - (3) 顧問の選任
 - (4) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (5) 総会で決する以外の規程の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (6) 事業計画及び収支予算の承認
 - (7) 前各号に定めるもののほか、本会議所の業務執行の決定
 - (8) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要

な法令で定める体制をいう。)

(6) 第40条の責任の免除

(理事会の種類及び開催)

第46条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎月開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 第42条第2項に基づき理事が理事長へ理事会の招集を請求したとき。

(4) 第32条第2項に基づき監事が理事長へ理事会の招集を請求したとき。

(理事会の議事録)

第47条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事はこれに署名し、または記名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに記名押印する。

第6章 例会および委員会・室

(例会)

第48条 本会議所は、原則として毎月1回以上例会を開く。

2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会の設置)

第49条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査・研究・審議し、また実施するために委員会を設置する。

(委員会の構成)

第50条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。必要に応じて幹事を置くことができる。

2 委員長は理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

3 正会員は、理事長・直前理事長・副理事長・専務理事及び監事を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

(室・会議・特別委員会)

第51条 本会議所は、室・会議・特別委員会を置くことができる。

2 前項に関して必要な事項は、本会議所運営規程に別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第52条 本会議所の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

(財産の管理・運用)

第53条 本会議所の財産は、理事長が管理・運用しその方法は理事会の決議により定める。

(会計原則並びに区分)

第54条 本会議所の会計は、法令に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第55条 本会議所の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第56条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 本会議所は、第1項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

第8章 管 理

(事務局)

第57条 本会議所は、その事務を処理するため事務所の所在地に事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の使用人を置くことができる。
- 3 重要な使用人は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定

める。

(備え置き帳簿及び書類)

第58条 事務所には、法令の規定に従い、帳簿及び計算書類等を備え置くものとする。

- 2 情報公開規定第5条第2項に定める、帳簿及び書類の閲覧については法令に定めるほか、第59条第2項に定める規定によるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第59条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、法令で定められた資料等を公開するものとする。

- 2 帳簿及び計算書類等の閲覧、情報公開に関する必要な事項は、別に定める本会議所情報公開規程に定める。

(個人情報の保護)

第60条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する事項は、本会議所個人情報管理規程に定める。

(公 告)

第61条 本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第62条 本定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、変更することができる。

(合併等)

第63条 本会議所は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第64条 本会議所は一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、解散することができる。

(残余財産の処分)

第65条 本会議所が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の議決を経

て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第66条 本会議所の解散に関しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第67条 本会議所は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第11章 補 則

(委 任)

第68条 法令及び本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会議所の最初の理事長は矢作征人とする。
- 4 本定款は平成27年10月1日より施行する。（平成27年9月17日総会決議）

